

## (別紙2) 再生可能エネルギー普及総合支援事業Q & A

### 第1号事業・第2号事業共通

- ◆ 太陽光発電については、どのような事業が補助対象となるのか。
- ◇ 第2号事業 (FIT 等発電設備導入事業) は、地域の事業者等が再エネ発電事業に取り組もうとする際、金融機関から十分な融資が得られないことがある状況に対して支援を行うものですが、最近では、一般的な太陽光発電事業については比較的融資を受けやすくなってきていると考えられるため、本事業においては、県内において事例がない事業形態である等の理由により、金融機関から十分な融資を受けることが困難である事業に限り補助対象とします。  
なお、第1号事業 (再エネ活用可能性調査事業) についても同様の取扱いとなります。

### 第2号事業 (FIT 等発電設備導入事業)

- ◆ FIT (FIP) 認定を受けて実施する発電事業が対象とのことだが、補助金申請時点において認定を受けている必要があるのか。
- ◇ 補助事業により、発電施設の建設に係る詳細設計や工事を行う場合には、申請時において既にFIT (FIP) 認定を受けていることを基本とします。また、FIT (FIP) 認定の申請を行う以前の段階 (流量調査や基本計画策定等) である場合は、補助金交付の審査においてFIT (FIP) 認定を受けることを前提として事業が計画されていることを確認します。  
いずれの場合も、補助事業完了後、発電開始までの間、事業進捗状況報告書を県に毎年度提出していただきますが、後になって計画が変更され、FIT (FIP) 認定を受けずに事業を行うこととした場合は、補助金を返還していただく場合がありますのでご注意ください。
- ◆ 売電収入の地域等への還元方法にはどのようなものがあるのか。
- ◇ 本事業では、売電収入の一部が地域に還元されることによる地域経済の活性化や地域課題解決の促進を狙いとしています。還元の方法については限定していませんが、例として、売電収益の一部を継続的に市町村や自治会等に寄付する等の方法があります。  
なお、売電収入の地域等への還元は補助金交付の要件となるため、特に補助事業により設備設置工事を行う場合は、補助金の申請において、還元の内容・方法等を具体的に説明してください。

- ◆ 申請の段階で、事業に対する許認可や地域の合意がなされていることが必要か。
- ◇ 地域資源を用いた発電事業を行う際には、当該地域における合意形成を図ることが重要であるとともに、法令等に基づく各種許認可手続きについても計画的に進めることが必要です。  
申請案件の採択に当たっては、事業実施の確実性を判断するため、これらのことも重視して審査を行っています。

### 各事業共通

- ◆ 人件費は対象となるのか。
- ◇ 補助事業者が雇用している職員の人件費は対象となりません。ただし、新たに本事業のた

めに臨時的に人を雇用し、又は非営利団体のスタッフであって有給雇用されていない場合など調査等の業務を行う者の経費を賃金として支出することは可能です。

◆ **補助事業の内容は公表されるのか。**

- ◇ 本補助金を受けて実施した事業の成果については、実績報告時に「事業総括書」としてその概要を報告していただきます。事業総括書は、今後の再エネ普及に役立てるため、公表することとしていますのでご承知ください。